

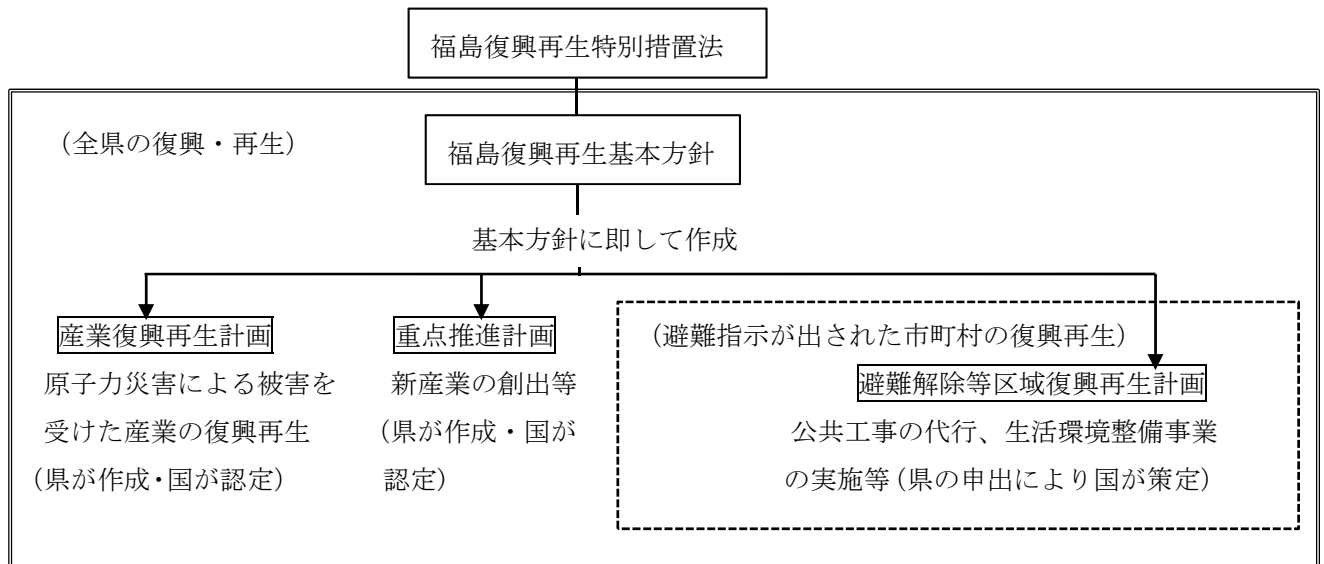
復興庁 提出個票

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	復興庁
提言該当箇所	国会事故調提言 3 3)
提言内容	○政府は、除染場所の選別基準と作業スケジュールを示し、住民が帰宅あるいは移転、補償を自分で判断し選択できるように、必要な政策を実施する。
対応状況 (12月現在)	<法令・制度・計画等の策定> ○福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第7条第1項の規定に基づき、福島県知事の申出に基づき、内閣総理大臣は、「避難解除等区域復興再生計画」を策定することとなっている。 ○本計画は、「福島復興再生基本方針」（平成24年7月13日閣議決定）に即して、避難解除等区域の復興・再生を推進するために、産業の復興・再生、公共施設の整備、生活環境の整備等に関する内容を定めるもの。復興・再生のための取組を示すこと等を通じて、住民の帰還や産業立地等に当たっての判断材料を住民・企業等に提供する。 ○現在、当該計画の素案について、県及び市町村と調整をしつつ検討を行っているところ。
今後の対応・検討方針	<法令・制度・計画等の策定> ○住民の帰還及び生活の再建や産業再生等を円滑に進めるためには、復旧、復興及び再生の取組を、国、福島県及び市町村が共有し、連携しながら計画的に実施していくことが必要。このため、本計画においては、市町村ごとの復興再生計画についても検討・策定を進めることとする。 ○今後、福島県知事・関係市町村等の意見を聴きながら、平成24年度内を目途に、避難解除等区域復興再生計画を策定する予定。

避難解除等区域復興再生計画について

1. 位置づけ



2. 内容

(1) 対象区域

避難解除等区域（避難解除区域及び避難指示解除準備区域）等

(2) 定める事項

- ア 避難解除等区域復興再生計画の意義及び目標
- イ 避難解除等区域復興再生計画の期間
- ウ 産業の復興及び再生に関する事項
- エ 道路、港湾、海岸その他の公共施設の整備に関する事項
- オ 生活環境の整備に関する事項（生活に不可欠なサービスのあり方を含む。）
- カ アからオまでの記載事項のほか、将来的な住民の帰還を目指す区域における避難指示の解除後の当該区域の復興及び再生に向けた準備のための取組等避難解除等区域の復興及び再生に関し特に必要な事項
- ※ ウ～エ：過去に避難指示の対象となつたことがない区域にわたるものであって、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要と認められるものを含む。

(3) 策定手続き

ア 福島県知事の申出

イ 内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、福島県知事の意見を聴いて策定。

ウ 福島県知事は、アの申出をし、またはイの意見を述べる場合は、あらかじめ、市町村の長の意見を聴取。

エ 避難解除等区域の変更その他情勢の推移により必要が生じたときは、福島県知事の申出に基づき、計画を変更。